

核兵器のない東アジアへ -中国・北朝鮮との対話の道を探る-

第3回核兵器禁止条約フォーラム

2026年8月7日

鈴木 達治郎

NPO法人ピースデポ代表・長崎大学客員教授

suzukitatsu@nifty.com

要旨

1. 戦後最悪の「核の脅威」：核軍拡が進んで、核使用リスクがたかまっている。
2. 核抑止が効かなかったら？：最初の目標は核の傘国の軍事基地（北東アジアでの事例研究）
3. 核兵器のない東アジアへ：非核兵器地帯2.0の提唱
 - 「共通の安全保障」へのパラダイムシフト
 - 消極的安全保証と非核兵器地帯をめざす

戦後最悪の「核の脅威」

核軍拡が進んで、核使用リスクが高まっている。

終末まであと85秒(2026/1): 戦後最悪の状況



1947	7分
1953	2分
1962	7分
1984	3分
1991	17分
2007	5分
2018	2分
2022	100秒
2023	90秒
2025	89秒

人類の破滅にもっとも近づいた昨年、状況はさらに悪化している。

核兵器の脅威はさらに増している。ロシア-ウクライナ戦争に加え、中東においても核保有国のイスラエル・米がイランに軍事攻撃を行った。

南アジアにおいても、インドとパキスタン紛争が勃発。

北朝鮮、中国の核軍拡も継続。核保有国間の対立は悪化。

核抑止依存国(核保有国と「核の傘」国)と非核保有国の対立が悪化。

気候変動も、もはや一時の猶予も許さないほど現実のものとなり、その結果、原子力発電への期待が高まる。

ドローン、サイバー、AIといった「革新技術」が安全保障に深刻な影響を及ぼす可能性が増している。

<https://thebulletin.org/doomsday-clock/2026-statement/>

世界の「現役」核弾頭数：核軍拡が進んでいる (2026/06)

<https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/49871>

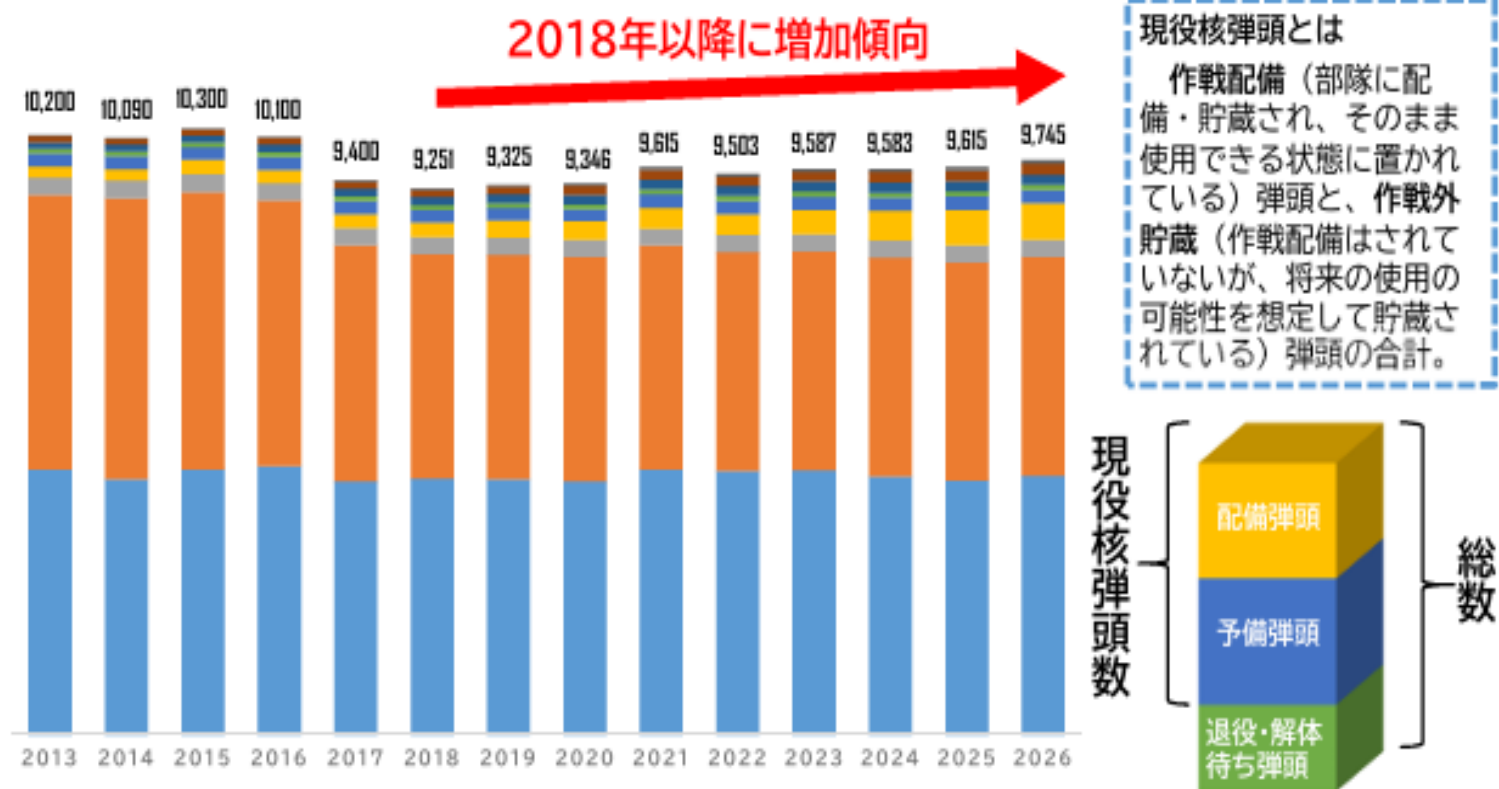


現役核弾頭数の推移・国別（2018～26年）

国名	2018	2026	増減数(増減率)
ロシア	4346	4400	54(1.2%)増加 ↑
米国	3800	3700	100(2.6%)減少 ↓
中国	240	620	380(158.3%)増加 ↑
フランス	290	290	0(増減なし) →
英国	215	225	10(4.7%)増加 ↑
パキスタン	140	170	30(21.4%)増加 ↑
インド	125	190	65(52%)増加 ↑
イスラエル	80	90	10(12.5%)増加 ↑
北朝鮮	15	60	45(300%)増加 ↑
計	9251	9745	494(5.3%)増加 ↑

【図2】

現役核弾頭数の推移(2013～26年)



https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/NuclearWH_Poster_2026_press-conf_3.pdf

世界の核軍縮・不拡散体制が崩壊の危機

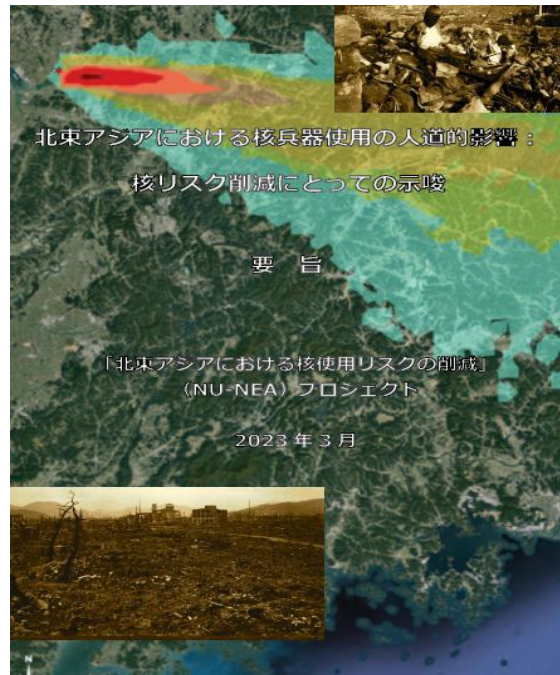
- **米口の核軍縮・軍備管理条約が全て失効**
 - ABM条約、INF条約、新START条約など、60年間続いてきた米口の核軍備管理条約が全て失効。
 - 核不拡散条約(NPT)の第6条違反との批判。
- **包括的核実験禁止条約(CTBT)が依然未発効**
 - 米政権が中国がCTBT違反の小規模核実験を実施と批判。中国は否定。
 - 米・ロシアが核実験再開の準備。
- **核兵器禁止条約(TPNW)に核依存国は反対。**
- **核不拡散条約(NPT)再検討会議で3回続けて成果文書採択失敗。**
 - 核保有国間、核依存国と非依存国の対立がさらに悪化。
- **先端技術(AI、サイバー、宇宙)が核兵器使用のリスクを高める恐れ。**
- **核保有大国が国際法を軽視して非核保有国を軍事攻撃**

核抑止が効かなかったら？

－東アジアの事例

核攻撃の最初の目標は、核の傘国の軍事基地

「北東アジアにおける核使用の非人道的影響：核リスク削減についての示唆」(2023/03)



30の事例から十分に起こりうる5つの核兵器使用事例を選択。

核兵器使用に伴う物理的影響(死者、火災、放射線影響)を定量的に評価。

核抑止依存の強化が進む中「**核使用**」のリスク、すなわち「**核抑止**」のリスク、についての理解を深め、その人道的影響について、世界にメッセージを送る。

https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_2_NU-NEA_Report_J-Summary_2303.pdf (日本語要旨)

https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_2_NU-NEA_Report_E_2303

事例5: 中国が先制核使用する事例 「頭を悩ませる台湾問題」(Not Going Well in Taiwan)

発端となる事象: 台湾で独立派政権が誕生、国内トラブルから中国が台湾を攻撃。米国が台湾を支援。戦果が思わしくなく中国が核兵器で威嚇も効果なく、核兵器を使用。

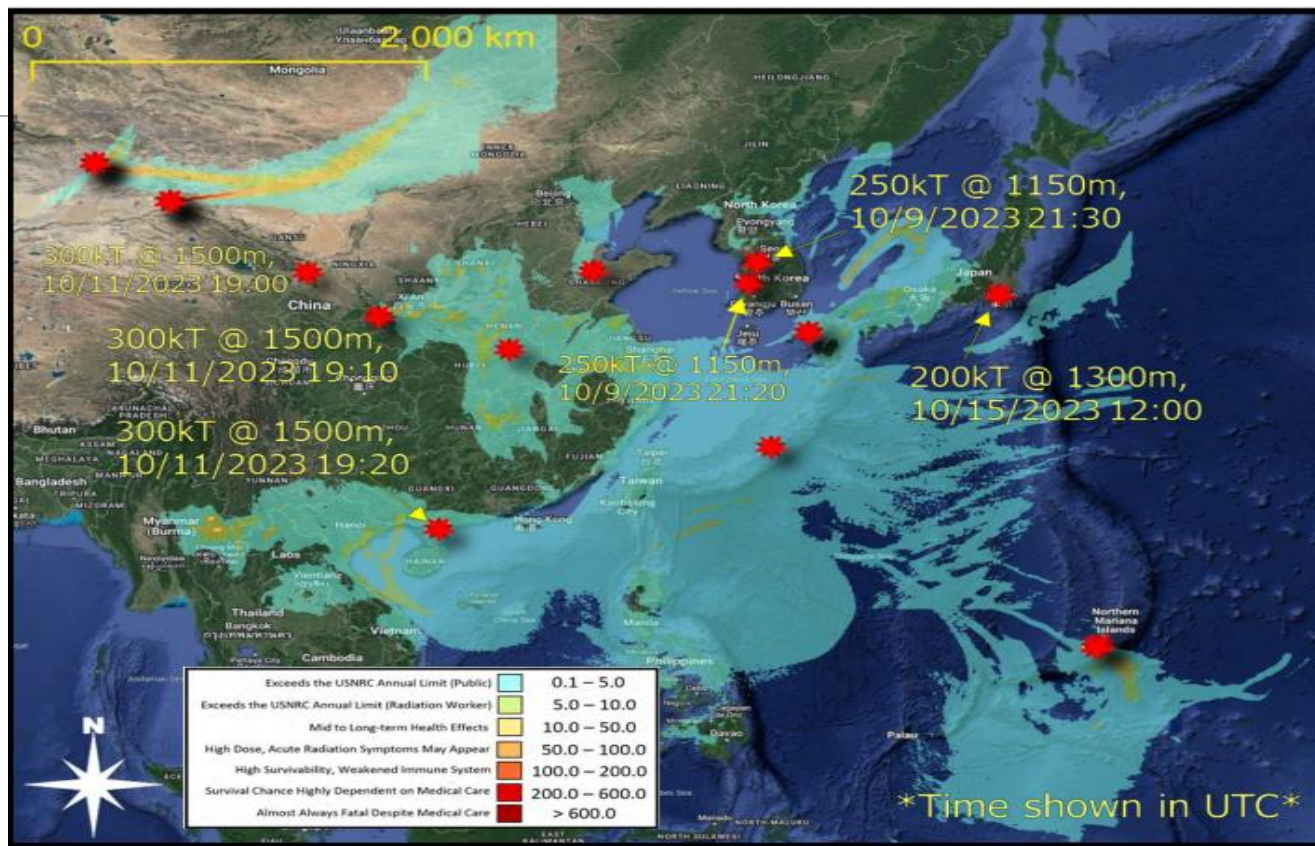
先制使用の対象: 地域の米軍基地、米軍戦艦

紛争の展開: 中国の核兵器基地(主にICBM基地等)に対し、米国が核攻撃。中国が核兵器で応戦。米本土の軍事基地を核攻撃。米国がさらにそれに応じて、中国本土の軍事基地を核攻撃。

帰結: 戦争がさらに拡大する可能性もあるが、ここでは24発の核兵器が使用されたとする。

不確定要素: 北朝鮮の動向は不明。環境汚染は地域外に広がる可能性。

事例5の結果：紛争地域外にも影響が及ぶ



米国原子力規制委員会（US NRC）が定める年間線量限度（一般）以上

US NRC が定める年間線量限度（放射線作業員）以上

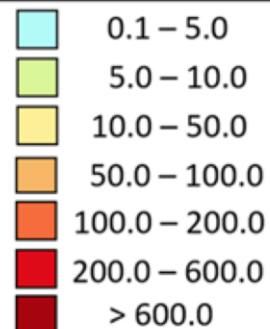
中長期的健康影響

高線量、急性放射線症が現れる可能性あり

高生存率、免疫力低下

生存可能性は医療次第

医療を受けてもほぼ必ず死に至る



単位：レム

（1rem=0.01Sv）

5つの事例による推定死者数

推定死者数	急性死者 (数日～数週間)	短期間での死者 (数週間～数カ月)	付随する影響: 火災旋風	0.5 psi 地域内の総死者数 (総人口, 死者割合(%))	高線量放射線(放射 性降下物) (短期間での死者)	放射線誘発がん (長期間での死者)
使用ケース 1 空中爆発: 1, 地表爆発: 2	5,500	5,600	火災旋風の 可能性低	11,000 (41,000, 27%)	放射性降下 物の発生低	16,000 - 36,000
使用ケース 2 空中爆発: 11, 地表爆発: 7	1,100,000	810,000	170,000	2,100,000 (6,200,000, 33%)	11,000 - 1,200,000	480,000 - 920,000
使用ケース 3 地表爆発: 1	82,000	140,000	小規模の集中的 火災旋風	220,000 (890,000, 25%)	0 - 1,600,000	410,000 - 560,000
使用ケース 4 空中爆発: 8	170,000	98,000	15,000	290,000 (800,000, 36%)	放射性降下 物の発生低	14,000 - 85,000
使用ケース 5 空中爆発: 16, 地表爆発: 8	1,500,000	930,000	190,000	2,600,000 (7,600,000, 35%)	400 - 19,000	96,000 - 830,000

1. 少数、地表爆発、低威力の場合の死亡率は25%程度だが、空中爆発・高威力になると約35%に上昇
2. 火災嵐が発生した場合、被害がさらに甚大になる
3. 少数、低威力であっても、高線量放射線による死者、長期放射線誘発がんの死者を入れると死者数は急増する
4. 紛争終結までに核兵器が何回使われるのか、予想は困難。したがって、死者数の推定も困難。

報告書の結論

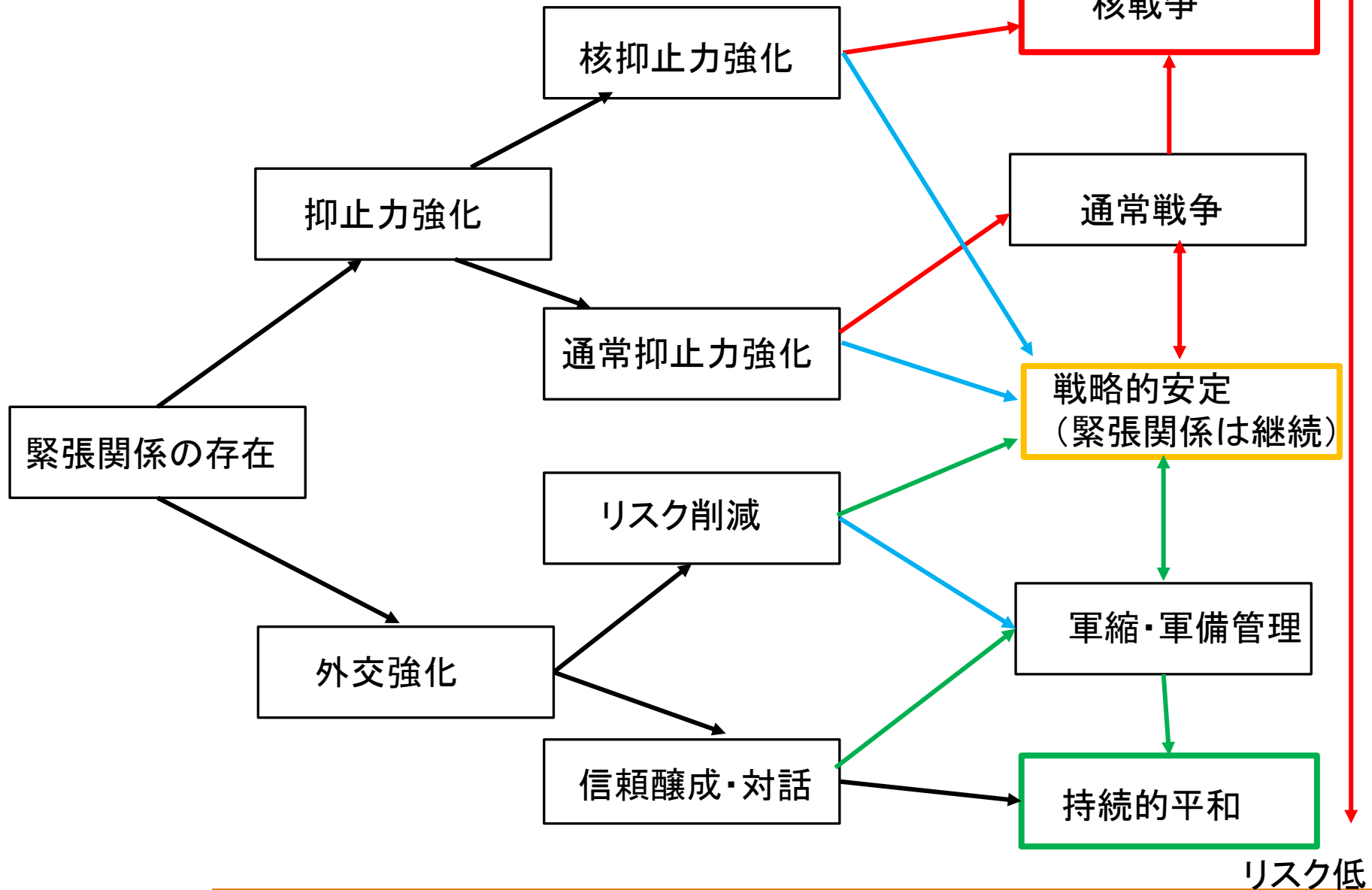
1. **核兵器使用の影響は通常兵器とは質・量ともに全く異なる深刻な(非人道的)被害をもたらす。**
 - 比較的人口の少ない軍事基地への核攻撃でも、数千人~1万人の死者を出す可能性がある
 - 放射性物質の拡散を考慮すると、地域外への影響、特に非核兵器地帯や核抑止に依存していない国にも多大な影響を及ぼす可能性がある。
 - 火災嵐の影響は、他の直接的影響よりも致死性が高い。しかし、これまで核使用の軍事計画にその影響は十分に考慮されてこなかった。火災旋風を考慮に入れることで、核戦略にも影響が出る可能性がある。
2. **いったん使われれば、短期間に世界的核戦争に拡大する可能性がある。**
 - 地域における核紛争は、数時間・数日のうちに世界的核戦争に拡大する可能性がある
 - 核使用に至る道筋は多数存在する。また核兵器がいったん使われれば、想定外で核戦争が拡大する「滑り坂」がみられる。このような道筋は政策立案者には見えないことが多い。
3. **先制使用の核兵器は戦術核兵器で、その目標は核の傘国になる可能性が高い。**
 - 最初に使われる兵器は大陸間弾道ミサイルによる「戦略核攻撃」ではなく「戦術核兵器」であり、攻撃目標は「核の傘」国の軍事基地の可能性が高い。

核抑止に依存しない安全保障政策へ

「全ての国は、核兵器への依存から脱却するために努力し続けなければならない。核抑止が安全保障の最終的な形態であるとこれまで示されたことはなく、またこれからもそうあってはならない。」

—「『核兵器のない世界』に向けた国際賢人会議」提言（2025年3月31日）

抑止力 vs 外交



核抑止は「防御」ではなく、「威嚇・使用」を前提とする「攻撃的政策」

【独自】日米演習、対中国で「核の脅し」自衛隊、米軍に再三要求（共同、25/07/27）

自衛隊と米軍が昨年実施した「台湾有事」想定の高レベルの机上演習で、中国が核兵器の使用を示唆する発言をしたとの設定に、自衛隊が米軍に「核の脅し」で対抗するよう再三求めたことが27日、複数の政府関係者への取材で分かった。

日米共同統合演習で中国による核の脅しをシナリオに組み込んだのは初めて。

唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴える日本が、有事には核による威嚇もいとわず、米中の緊張激化を助長させる恐れがあることが明らかになった。

<https://www.47news.jp/12925910.html>

核抑止に依存しない安全保障政策への転換： 核リスクの低減から核なき世界に向けて5つの提言

「核抑止は、ある環境下においては安定を促進する場合もあるとはいえ、**長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なものであり、したがって、すべての国はより良い長期的な解決策を模索しなければならない。**」

—「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」提言(2018年3月29日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005859.html

1. 「核兵器は絶対使ってはならない」国際規範の徹底
2. 核リスク削減：核保有国間の対話、信頼醸成の構築、危機管理対策の徹底
3. 安全保障における核兵器の役割低減：「先行不使用」宣言政策への支持
4. 兵器転用可能な核物質の生産停止・在庫量削減
5. **核抑止を乗り越える代替案の検討：非核兵器地帯と「消極的安全保証」**

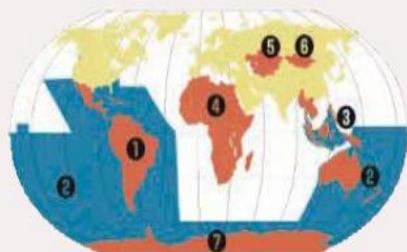
核抑止を乗り越える代替案の検討： 非核兵器地帯と「消極的安全保証」

非核兵器地帯：一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のこと。（国連総会決議3472B）

現存する非核兵器地帯条約には、共通して3つの重要な要素。

- 第一は、核兵器の不存在、つまり核兵器の製造、取得、配備などの禁止。
- 第二は、「消極的安全保証（NSA）」（核兵器国が非核兵器国に対し、核の使用・威嚇をしないことを保証する）の供与。これが与えられることにより、「核の傘」の必要性は大きく減少する。
- 第三は、条約の遵守を検証し、問題が生じた際に協議する機能を持った機構が設置されること。

世界の非核兵器地帯:「核の傘」国は少数派



①ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロコ条約）

- 締結署名：1967年2月14日
- 発効：1969年4月25日
- 加盟国：33カ国（全関係国）が署名、批准寄託

②南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

- 締結署名：1985年8月6日
- 発効：1986年12月11日
- 加盟国：13カ国・地域が署名、批准寄託

③東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

- 締結署名：1995年12月15日
- 発効：1997年3月27日
- 加盟国：10カ国（全関係国）が署名、批准寄託

④アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

- 締結署名：1996年4月11日
- 発効：2009年7月15日
- 加盟国：50カ国・地域が署名、39カ国が批准寄託

⑤中央アジア非核兵器地帯条約

- 締結署名：2006年9月8日
- 発効：2009年3月21日
- 加盟国：5カ国（全関係国）が署名、批准寄託

⑥モンゴル非核兵器地位

- 1998年12月4日、国連総会で
一国の非核兵器地位を全会一致決議
- 2000年2月3日、国内法制定

⑦南極条約

- 締結署名：1959年12月1日
- 発効：1961年6月23日
- 加盟国：5核兵器国を含む50カ国

非核兵器地帯全域	8400万 km2	114 か国
核保有国	4140万 km2	9か国
非核保有国で非核兵器地帯外	2400万 km2	74か国

非核兵器地帯を提言：【共通の安全保障へ】



非核兵器地帯という選択: 分断を超えて〈コモン〉へ –
2025/9/1 梅林 宏道 (著) 地平社

核なき北東アジアに向けて

非核兵器地帯の可能性

グレゴリー・カラーキー、中村桂子、徐載品、鈴木達治郎 | 編著



地平社

核なき北東アジアに向けて: 非核兵器地帯の可能性 –
2026/4/3

グレゴリー・カラーキー (著, 編集), 中村 桂子 (著, 編集), 徐 載
晶 (著, 編集), 鈴木 達治郎 (著, 編集)

北東アジア非核兵器地帯2.0への道

- 非核兵器地帯2.0は短期的には確立されないものの、地域社会や専門家の議論が推進力となる。
- 条約制定プロセス自体が平和構築に寄与する。条約交渉を通じて、参加者は望ましい最終目標に関する共通のビジョンを構築し明確化する。
- 条約条項の実施と検証プロセスにより信頼はさらに強化される。このプロセスには高度な協力と透明性が求められ、意思疎通と相互理解を促進する。

非核兵器地帯2.0は新たな安全保障枠組みを基盤とするべき

NWFZ 2.0は、**全ての国家の安全保障上の懸念に対処するより広範な安全保障体制**の中に組み込まなければならない。

実行可能かつ効果的な安全保障体制には、核兵器システムに関する懸念を緩和・解消する機関が含まなければならない。

NWFZ 2.0には、**共通的・包括的・協力的な安全保障**(我々が「**C3安全保障体制**」と呼ぶもの)を促進するよう設計された**地域安全保障体制**が伴わなければならない。

3C(3つの安全保障)

共通安全保障(Common Security)

- 1982年、軍縮・安全保障問題独立委員会(パルメ委員会)は報告書「共通の安全保障:軍縮のためのプログラム」を発表した
- 核時代における安全保障のジレンマだけでなく、共通の破滅からも脱する道を開けるのは、共通の取り組みだけである。それは核抑止に代わる非核化の平和を実現する枠組みを提供する。

包括的安全保障(Comprehensive Security)

- 包括的な安全保障体制は、共通の安全保障の原則と規範、ならびに合意された軍備管理・軍縮のルール群を基盤とするが、協力的なメカニズムがなければ完結しない。

協力的安全保障(Cooperative Security)

- 政治家や一部の専門家の独占ではなく、市民参加を促す協力的な仕組みを追求する必要がある。

共通安全保障

Common Security 2022: For Our Shared Future

(Olof Palme International Center, International Peace Bureau (IPB) and International Trade Union Confederation (ITUC))

1. 全ての人は人類安全保障の権利を有する: 恐怖と欲望からの解放
2. 国家間の信頼を構築し、平和で持続可能な人類の存在にとって人間が基盤である。
3. 核軍縮、通常兵器への強力な制限、軍事費の削減なくして共通安全保障は実現しない。
4. 世界並びに地域協力、多国間主義、そして法の秩序が世界が直面する多くの課題への取り組みに不可欠である。
5. 紛争の解決手段として、対話、紛争防止、信頼醸成が侵攻や軍事力に取って代わるべきだ。
6. サイバー、宇宙、人工知能(AI)といった新たな軍事技術に対しても、よりよい規制、国際法、責任あるガバナンスが必要である。



<https://commonsecurity.org/>

非核兵器地帯2.0とは？

(1) 北東アジアの特殊な状況を考慮する

現在の北東アジア地域の安全保障状況：既存の非核兵器地帯が設立された当時の状況とは根本的に異なる。

1. 同地域には3つの核保有国（NPT定義に基づくロシア、中国、米国）が存在する。さらに同地域には事実上の核保有国（すなわち北朝鮮）が存在する。
2. 核保有国の一つ（米国）が地域内の2カ国に「**拡大核抑止力**」を提供している。
3. 地域の多くの国は戦争状態または国交がない状態にある。
4. 地域の国家はエスカレートする複雑な軍拡競争の中にある。
5. 新たな緊張が、多くの領域と地域で生じている。

非核兵器地帯2.0とは(2)- 新たなアプローチ

北東アジアにおける非核兵器地帯の実現には新たなアプローチが必要となる

1. 非核兵器地帯2.0では、当該地域の核保有国が、いかなる非核兵器国(締約国)に対しても核兵器を使用しない(かつ使用を威嚇しない)という法的保証を確保することが求められる。
2. 非核兵器地帯2.0は、包括的な安全保障枠組みを通じて、「拡大核抑止」に依存せず、米国の二つの同盟国に対する安全保障保証を提供すべきである。
3. NWFZ 2.0は既存の同盟関係と共存可能である。
4. NWFZ 2.0は北朝鮮に対し、法的拘束力のある検証体制のもと核兵器廃棄を要求すると同時に、北朝鮮への核脅威を排除する法的保証を与え、北朝鮮の安全を保証する包括的な安全保障枠組みを伴うべきである。

非核兵器地帯2.0とは(3)- 新たなアプローチ

NWFZ 2.0プロセスは、関係諸国が戦争状態を終了し平和的關係を構築することを宣言することから始めうる。

1. NWFZ 2.0は、安全保障を強化し、全ての者の平和を促進する形で軍備管理と軍縮を規定する包括的な安全保障枠組みに組み込まれる必要がある。
 - 北朝鮮にとってこの仕組みが提案されることで、非核化への選択肢が現実のものとして議論されることになる。
2. 安全保障枠組みは、緊張のエスカレーションを防止し、新たな課題における協力を促進するための積極的・予防的措置を講じるよう設計されなければならない。

提言

第一に、地域の政府と市民社会は、相互の安全を保証するため、一連の積極的な外交的動きを通じて対話を行うべきである。

第二に、政府は、疑念を招き緊張を高める現在の軍事態勢に内在する戦争リスクを管理・低減するため、複数の措置を採択し実施しなければならない。

最後に、安全保障関係の安定化努力を持続させ、戦争の不在を超えた平和に向けた進展を図るためには、関連議題について定期的な対話を義務付ける実行可能な地域機関が必要である。

今こそ、現在の安全保障状況を批判的に検証し、より安全な代替案を模索することがこれまで以上に急務である。我々はNWFZ 2.0とC3安全保障体制を、そうした代替案の一つとして提案する。

「核兵器をなくすーそれが日本の安全保障」 (核兵器をなくす日本キャンペーン、2026/03/05)

提言1 核抑止のリスクを直視し、「核軍縮は安全保障の手段」と位置づける

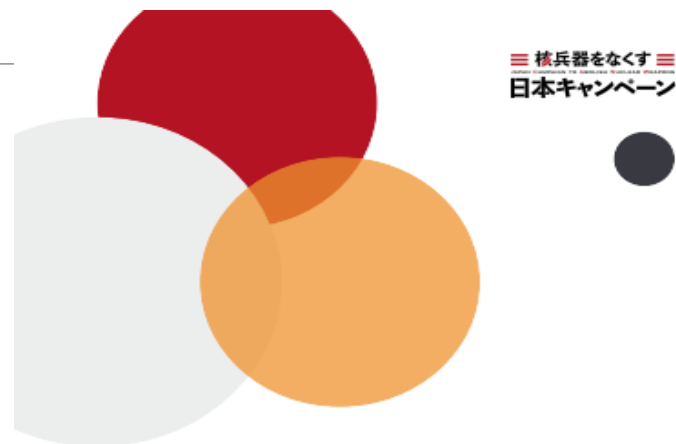
- 国家安全保障戦略では、核抑止への依存を減らし、核兵器を削減する「核軍縮の取り組み」を安全保障の手段として打ち出すべきである。

提言2「非核三原則の堅持」こそが、日本の安全を守る

提言3「核兵器の非人道性」の普及が、日本への核使用リスクを下げる

提言4「東アジアでの軍縮対話」で、日本にとっての核の脅威を削減する

- まず東アジア地域で共有すべき構想として、**日本は「核兵器のない東アジア」を打ち出すべきである。また、地域対話を制度化するために、東アジア地域の多国間対話機構(東アジア版OSCE)の創設を目指すことも掲げるべきである**



2026国家安全保障戦略への提言

核兵器をなくす ーそれが日本の安全保障

2026.3.5

この提言は、高市首相が、国家安全保障戦略を含む安保3文書を2026年内に改定すると表明したことを受けて、国会議員や政策担当者に向けて作られたものである。この文書では、核兵器の問題に焦点を当て、核軍縮を通じて国際および日本の安全保障を高めるための提言を示すことを主眼としている。一方で、現在の安保3文書や高市政権が掲げる改定の方向性の中には、敵基地攻撃能力や機動能力の強化、防衛費の大幅な増額、武器輸出の促進、防衛産業の育成など、日本の平和主義や憲法との整合性の観点から重大な問題が多々含まれている。当文書はこれらについて触れていないが、それは日本政府の政策方針に賛同しているということを意味しない。

<https://nuclearabolitionjpn.com/wp-content/uploads/2026/02/2026NSS-proposal.pdf>

平和構想提言会議 声明「武器によらない安全保障へー平和主義をあきらめない」

(2026/06/04) <https://heiwakosoken.org/news/archives/9>

- 政府は、外交力や経済力を含めた「総合的な国力の強化」をうたっていますが、その内実は、**軍事を中心とした「国家安全保障」を基軸**に据えて、社会・経済の管理を強化しようというものです。
- 私たちは、改めて、**日本国の平和憲法の理念にのっとり、軍事力によらない安全保障の可能性に光を当てる必要があります**。そして、周辺諸国との緊張を解きながら、敵対関係を「**共通の安全保障**」へと転換させていかねばなりません。
- 私たち平和構想提言会議は、こうした視点に立ち、研究者、実務家、ジャーナリスト、市民活動家などの多様な立場の知見を結集し、現在進行中の事態を批判的に検証し、**軍事に依存するのではない安全保障のあり方を発信**していきます。そして、政府の「安保三文書」に対抗する平和構想をとりまとめ、提言していきます。

核兵器廃絶と憲法9条はつながっているー戦争根絶

パグウッシュ会議広島宣言
(2025/11)

憲法9条の原点

壊滅の脅威をもたらす核抑止政策では本当の平和は築けず、真の安全保障を提供しない。核兵器への依存を排除することは、道義的義務であると同時に戦略としても必要である。

戦争と武力行使を放棄する日本国憲法第9条は、1955年のラッセル＝アインシュタイン宣言が訴えた「戦争そのものの廃絶」に繋がるものだ。両者は良心の不滅の灯台として、真の安全保障は武器や武力の行使ではなく、多国間主義、法の尊重、対話と正義、そして私たちが共有する人間性にこそあると確信させる。

https://pugwash.org/wp-content/uploads/2025/11/hiroshima-declaration_pugwash-council_5nov-3.pdf

「破壊的武器の発明、発見がこの勢いを持って進むならば、次回の世界大戦は一挙にして人類を木っ端みじん粉砕する」、「文明と戦争とは結局両立し得ない。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争がまず文明を全滅することになる」(1946年8月27日)、「原子爆弾というものが発見されただけでも、或戦争論者に対して、よほど再考を促すことになっている」(同年8月30日)。一幣原喜重郎首相、憲法制定議会にて

出所：京都南法律事務所、「核兵器禁止条約と憲法9条」、https://www.minami-lo.jp/kenpou/kenpou_9.html

核抑止のリスクを認識することが最初の一步。市民社会運動は3.5%ルールで世界を変える

3.5% ルールとは？

- 「(非暴力)運動の観察可能な出来事の絶頂期に人口の3.5%が積極的に参加している場合、革命運動は失敗しないという仮説」

市民抵抗4つの条件

- 多様な立場の大衆の参加
- 多様な戦術
- 政権支持者の忠誠心を変化させる
- 規律と強靱さ

(エリカ・チェノウェス、小林綾子訳「市民的抵抗：非暴力が社会を変える」2022)

最後に・・・

今こそ、新たな未来を切り開かねばならない。
そうしなければ、未来そのものが失われる
かもしれない。

非核三原則と憲法9条を守ろう！